



答 申 第 6 4 6 号
平成 29 年 9 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三

答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、平成 29 年 8 月 28 日付け神保障第 2474 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

重症心身障害児者医療福祉コーディネート事業の実施について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 重症心身障害児者の既往歴や医療等の日常的に必要なケアの内容等の情報をあらかじめ収集・登録し、重症心身障害児者が医療や教育、福祉サービスの提供を受ける際に、医療機関等に情報提供することは、重症心身障害児者への円滑なサービス提供に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

重症心身障害児者医療福祉コーディネート事業の実施について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は、個人情報保護条例のうち、条例第7条第3項に該当するもの

【医療福祉コーディネート情報】

- ・氏名
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・医療機関確認情報
- ◎ (病名、常用薬、アレルギー、バイタルサイン、手術・入院歴、在宅ケア状況
栄養摂取、てんかん、医療的ケア情報)
- ・家族 (氏名、連絡先、住所)
- ◎ ・手帳情報 (身障、療育)
- ◎ ・コミュニケーション状況
- ◎ ・視覚及び聴覚状況
- ◎ ・褥瘡の状況
- ◎ ・食事及び排泄状況
- ◎ ・不眠時の対処法
- ◎ ・姿勢及び移動、装具利用の状況
- ・予防接種
- ・就学状況
- ・福祉サービス利用状況
- ・かかりつけ医及び訪問看護事業所



答 申 第 6 4 7 号
平成 29 年 9 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 29 年 8 月 28 日付け
神保障第 2474 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

重症心身障害児者医療福祉コーディネート事業の実施について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 重症心身障害児者医療福祉コーディネート事業を実施するに当たり、情報登録を依頼する対象者を抽出するために、身体障害者手帳情報及び療育手帳情報を利用することは、事業の円滑な実施に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

重症心身障害児者医療福祉コーディネート事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【身体障害者手帳及び療育手帳】

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 保護者氏名
- ・ 保護者住所
- ・ 保護者生年月日
- ・ 保護者性別
- ・ 身体障害者種別（種別は1級）
- ・ 身体障害者障害程度（等級は1級または2級）
- ・ 知的障害者障害程度（等級はA）